

高齢者インフルエンザ 予防接種に助成

接種期間／10月1日（火）～令和2年（2020年）1月31日（金）

対象者／①有田川町に住民登録されている65歳以上の方 ②有田川町に住民登録されている60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方

接種費用／1300円

※生活保護を受けている方は、健康推進課または清水行政局住民福祉室で接種前にお手続きいただくことが無料になります。その際、印鑑をお持ちください。

※助成回数は1回です。

接種を受けるには／有田郡市内の医療機関で接種する場合は、医療機関に直接予約して接種してください。有田郡市外で接種する場合は、健康推進課または清水行政局住民福祉室へ事前にご連絡ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室

医療

「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の更新手続き

今年度から、ひとり親家庭医療費受給資格者証の有効期限が11月1日～翌年10月31日に変更になりました。現在お持ちの受給者証は、10月31日（木）で期限が切れます。11月以降の新しい受給者証をお渡しするので、次のものをお持ちになって、更新手続きにお越しください。

なお、該当者には事前案内と申請書用紙をお送りします。

更新手続きに必要なもの／①申請書 ②加入している健康保険証 ③現在お持ちの受給者証 ④印鑑 ⑤本人確認書類（免許証など）

問 住民課（吉備庁舎）

後期高齢者医療制度 障害認定のご案内

一定以上障害のある65歳以上74歳以下の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

●一定以上の障害とは

- ①国民年金法による障害基礎年金1級および2級
- ②身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害

・音声・言語障害

・両下肢の全ての指を欠くもの

・一下肢の下肢の2分の1以上を欠くもの

・一下肢の機能の著しい障害

——など

③精神障害者保健福祉手帳1級および2級

④療育手帳A1およびA2

●申請先／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室

問 住民課（吉備庁舎）

税金

改正法人税法・消費税軽減税率制度説明会

令和元年度（2019年度）の法人税法改正事項等および消費税軽減税率制度について、説明会を行います。

●日時／10月15日（火）13時30分～15時30分

●場所／有田市文化福祉センター3階大会議室（有田市箕島27番地）

●主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

問 湯浅税務署 ☎63・5351

献血

10月の献血

●10月11日（金）

・スーパースタートークワ有田川店 10時～12時

・竹島鉄工建設（株） 13時30分～16時30分

●10月18日（金）

・県立有田中央高等学校 9時30分～12時

・金屋庁舎 13時30分～16時

問 健康推進課（金屋庁舎）

広報ありだがわ8月号に関するおわびと訂正
17頁お知らせ「有田川町鳥獣被害防止計画を改訂」の本文14行目に「家屋の浸入などの」と記載しましたが、正しくは「家屋の侵入などの」です。

広報ありだがわ9月号に関するおわびと訂正
8頁特集「防災力」は「想像力」。本文後ろから2行目に「自宅が損傷していても取り合出せる場所」と記載しましたが、正しくは「自宅が損傷していても取り出せる場所」です。17頁「健康応援スケジュール」内の「乳幼児健診」4カ月児健診の対象者は「令和元年（2019年）5月生まれ」です。

ここに訂正し、おわび申し上げます。なお、スペースの都合上、このページに記載していません。